平成２６年（フ）第４４５２号
大阪府池田市建石町４番８号　阪上文化Ａ号室
破産者　ホームエステートこと　柳田　勝正
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９３号
奈良県北葛城郡王寺町舟戸１丁目５番32―120号、前住所奈良県生駒郡斑鳩町目安３丁目４番38号
破産者　中谷商工こと　中谷　敬啓
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１７６号
群馬県伊勢崎市八斗島町1607番地３　ＭＫハイツ101
破産者　櫻井　　勇
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２４０号
群馬県伊勢崎市八斗島町822番地52　神倉アパート
破産者　櫻井工業こと　櫻井とし江
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２４３号
群馬県前橋市広瀬町２丁目９番地15　広瀬ハイツ三千鶴307号
破産者　ヘア　スペース　ジュリアンこと　松岡　一弘
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第７５７号
埼玉県川口市前川４丁目６番23―205号　シャトール前川
破産者　江　　燕蓉
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９９７号
さいたま市浦和区針ヶ谷１丁目４番18号　けやき荘105号室
破産者　木村由美子（旧姓梅宮）
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０１０号
埼玉県加須市志多見1391番地６
破産者　桑澤　美和
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０１４号
さいたま市岩槻区大字鹿室959番地１、旧住所東京都北区東田端２丁目16番２号
破産者　渡邉　健二
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２５０号
埼玉県本庄市児玉町八幡山316番地７
破産者　能見　菊夫
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第３７号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取1358番地の２、住民票上の住所静岡県賀茂郡東伊豆町稲取1378番地の２
破産者　浜田　助信
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２６年（フ）第３８号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取1358番地の２、住民票上の住所静岡県賀茂郡東伊豆町稲取1378番地の２
破産者　浜田　陽子
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２６年（フ）第１０７５号
愛知県春日井市八事町３丁目55番地２　いづみマンション104号
破産者　ジュエリー工房アオウこと　栗生　博彦
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５５５号
愛知県名古屋市西区中小田井５丁目138番地シーズンコート上小田井南２Ｂ号、従前の住所名古屋市西区中沼町98番地　グランドハイツ201号
破産者　野田　元晴
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７５号
兵庫県姫路市北条252番地12　市営北条住宅10棟27号
破産者　一野やよい
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４５７号
広島市佐伯区皆賀４丁目５番23号
破産者　平田　弘明
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６６９号
広島市安佐南区緑井７丁目２番51―４号
破産者　川戸　勘二
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部